

平成26年10月28日

〔 外 務 省 〕
〔 財 務 省 〕
〔 経 済 産 業 省 〕

ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する資産凍結等の措置の対象者の追加及び削除について

1. 我が国は、国連安全保障理事会決議第1844号及び、国連安保理制裁委員会（決議751及び1907制裁委員会、以下「制裁委員会」という。）による指定に基づき、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対し資産凍結等の措置を講じてきたが、今般、制裁委員会が対象者として新たに2個人を追加指定したことに伴い、これらに対する資産凍結等の措置を講ずることとする。

(1) 措置の内容

外務省告示(10月29日公布)により、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する資産凍結等の措置の対象者として追加指定される者に対する外国為替及び外国貿易法に基づく次の措置を10月29日から実施する。

i) 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする。

ii) 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引(預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約)等を許可制とする。

(2) 対象者

別添1参照

2. 今般、上記制裁委員会がソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等として指定する資産凍結等の対象者リストから1個人を削除したことに伴い、これに対する資産凍結等の措置を解除することとする。

(1) 措置の内容

外務省告示(10月29日公布)により、資産凍結等の措置の対象者から削除されるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する外為法に基づく支払規制及び資本取引規制を10月29日から解除する。

(2) 対象者

別添2参照

(注) 今回の措置により当該措置の対象となる、ソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等に対する資産凍結等の措置の対象者は、合計14個人・1団体となる。

連絡・問い合わせ先

外務省中東アフリカ局アフリカ第二課

TEL 03-5501-8000 内線 3230

財務省国際局調査課外国為替室

TEL 03-3581-4111 内線 5753

経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課

TEL 03-3501-1511 内線 3241

○追加指定されるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等

15. マーリム・サルマン (別名: (a) ムアッリム・サルマン、(b) ムアレム・スレイマン、(c) アメール・サルマン、(d) マアッリン・スレイマン、(e) マーリム・サルマン・アリ、(f) マーリム・セルマン・アリ、(g) マアッリン・セルマン、(h) マアッリン・スレイマン)
Maalim Salman (a. k. a. : (a) Mu' alim Salman (b) Mualem Suleiman (c) Ameer Salman (d) Ma' alim Suleiman (e) Maalim Salman Ali (f) Maalim Selman Ali (g) Ma' alim Selman (h) Ma' alin Sulayman)

生年月日: 1979年頃
出生地: ケニア・ナイロビ
活動地域: ソマリア

マーリム・サルマンは、アル・シャバーブ指導者であるアフメド・アブディ・アウ・モハメド (Ahmed Abdi aw-Mohamed) (別名ゴダネ (Godane)) により、アル・シャバーブのアフリカにおける外国人戦闘員の長に指名された。同人は、アフリカにおける外国人戦闘員としてアル・シャバーブに参加しようとする外国人を訓練し、観光客、娯楽施設及び教会を標的としたアフリカにおける作戦に関与してきた。

主にソマリア国外の作戦に注力していたが、サルマンはソマリア国内に居住し、外国人戦闘員を国外に送り出す前にソマリアで訓練することで知られている。アル・シャバーブの外国人戦闘員の中には、ソマリア国内で活動する者もある。例えば、サルマンは、アフリカ連合ソマリア・ミッション (AMISOM) による攻勢に対して、アル・シャバーブの外国人戦闘員をソマリア南部に展開するよう指示した。

他のテロ攻撃の中で、アル・シャバーブは少なくとも67名が死亡する結果となった2013年9月のケニア・ナイロビのウェストゲート・ショッピングモールにおける攻撃に責任がある。さらに最近、アル・シャバーブは、3名の警備員及び2名の民間人が死亡し、15名が負傷した2014年8月31日のモガディシュにおける国家情報治安庁 (National Intelligence and Security Agency) の刑務所に対する攻撃についても犯行を主張している。

16. アフメド・ディリエ (別名: (a) シェイク・アフメド・ウマル・アブ・ウバイダ、(b) シェイク・オマル・アブ・ウバイダハ、(c) シェイク・アフメド・ウマル、(d) シェイク・マハド・オマル・アブディカリム、(e) アブ・ウバイダ、(f) アブ・ディリエ)
Ahmed Diriye (a. k. a. : (a) Sheikh Ahmed Umar Abu Ubaidah (b) Sheikh Omar Abu Ubaidaha (c) Sheikh Ahmed Umar (d) Sheikh Mahad Omar Abdikarim (e) Abu Ubaidah (f) Abu Diriye)

生年月日: 1972年頃
出生地: ソマリア
活動地域: ソマリア

アフメド・ディリエは、国連安全保障理事会決議第七百五十一号 (1992年) 及び同決議第千九百七号 (2009年) に基づく安全保障理事会委員会により制裁対象リストに掲載された個人である前指導者であるアフメド・アブディ・アウ・モハメド (Ahmed Abdi

aw-Mohamed) の死を受けて、アル・シャバーブの新指導者に任命された。これは、2014年9月6日に発表された、アル・シャバーブ報道官であるシェイク・アリ・ディーレ (Sheikh Ali Dheere) の声明において公表された。ディリエは、これまでアル・シャバーブの幹部の一人であり、指導者として、アル・シャバーブの作戦の指揮権を行使してきた。同人は、ソマリアの平和、安全及び安定を引き続き脅かしているアル・シャバーブの活動に直接的な責任を負う。ディリエは、シェイク・アフメド・ウマル・アブ・ウバイダ (Sheikh Ahmed Umar Abu Ubaidah) とのアラビア語の氏名も使用している。

○削除されるソマリアに対する武器禁輸措置等に違反した者等

12. ジムアール・アリ・アフメド・ヌール (別名 : (a) ジムアール・アフメド・アリ、(b) ジムアール・アフマド・ヌール・アリ、(c) ジムアール・シェイク・アフメド、(d) ジムアール・アフマド・アリ、(e) ジムアール・シャイク・アフメド・ヌール)

Jim'ale, Ali Ahmed Nur (a.k.a. : (a)JIM'ALE, Ahmed Ali (b)JIM'ALE, Ahmad Nur Ali (c)JIM'ALE, Sheikh Ahmed (d)JIM'ALE, Ahmad Ali (e)JIM'ALE, Shaykh Ahmed Nur)

生年月日 : 1954 年

出生地 : ソマリア・エイルブール

国籍 : ソマリア。また、ジブチ国籍も所持していると思われる。

パスポート番号 : A0181988 (ソマリア) 有効期限 : 2011 年 1 月 23 日

活動地域 : ジブチ共和国・ジブチ

ジムアール・アリ・アフメド・ヌールは、イスラム過激派アル・シャバーブの前身であるソマリア・イスラム法廷連合で指導的な立場にあり、ジブチを拠点に商業活動等を展開し、アル・シャバーブへの資金提供、武器を含めた機材供与、送金手段及び通信手段を提供している。